

## 掛川市告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収事務を委託した。

令和5年3月24日

掛川市長 久保田 崇

### 1 委託先

名称 グローバルデザイン株式会社

所在地 静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー16階

### 2 委託した手数料

#### (1) 次に掲げる事務に係る手数料

ア 身分又は年齢に関する証明書の交付

イ 住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に関する証明書の交付

ウ 住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務

エ 納税に関する証明書の交付

オ 所得又は市県民税の課税に関する証明書の交付

#### (2) 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75条）の規定に基づく事務に係る手数料

#### (3) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務に係る手数料

#### (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可申請に対する審査に係る手数料

#### (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2の規定に基づく事務に係る手数料

### 3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで